



吉田4区

吉田4区
武夫さん

小池

於いては、もっと積極的な取り組みを市に望まれるような質問でした。私見ではあります
が、一番身近な地区運営に女性参加が少ないようです。区長、分館長等にもっと積極的に立候補され、女性らしいキメ細かな立案、予算編成に参画され、男性と手を携えていかれるようになれば、眞の意味での男女共同参画になるのではないでしょう
か。そんな事を感じた議会傍聴でした。

市民の声



塩尻町

親にしても子にしても昔では考えられないような事件が多くなる。世の中の歯車が狂ってきてる感じ。心のゆとり、やさしさの欠如も要因の一つと考えられる。地域作りは人作りの考え方で立って地域でカバーしなければならない。子らも成長しないし地域も活性化されない。

**地域での
子らの存在**

**塩尻町
川尻佐千男さん**

地域の良さを地域の歴史、文化、自然を通じ子らに伝える必要があり市としてもこの点について今以上に力を入れるべきである。子らの成長は育った環境により心身が作られふるさとの思い出、ふるさとを思う気持ちが生まれてくるような地域作り活動が必要である。自然との調和、人と人とのつながりの大切さ、道徳教育等が要求され地域内の連携ときずな作りには、年輩者の存在が欠かせない。伝統を子らに伝えていくことは大切なことであり年輩者と子らのつながりを作ることが必要不可欠です。

「明日の地域にならうのは子りである」

9月定例会の予定

8月23日(水)	開会日
9月 1日(金)	
9月 4日(月)	一般質問
9月 5日(火)	
9月 6日(水)	
9月 7日(木)	
9月 8日(金)	委員会審査
9月 11日(月)	
9月 14日(木)	閉会日

日程は変更になる場合があります。間近になりましたら議会事務局へお問い合わせください。
(土・日・祝・お盆でもお問い合わせ下さい)

議会事務局 TEL (0263) 52-0280 (内線1411)

URL <http://www.city.shiojiri.nagano.jp>

まねき

きねね

議員の寄附行為禁止について

市議会議員は、公職選挙法により「政治団体や親族に対するもの」及び「政治教育集会などに関する必要やむをえない実費の補償（食事は提供できません）」を除く寄附行為等が禁止されています。

例えば・・・

- 1 祭への寄付や差し入れ
 - 2 地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
 - 3 地区や常会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
 - 4 各団体等からの案内（催し物、会合など）に対する寄附行為
※ ただし、会員（参加者）全員が会費を負担している場合に同額を負担する場合の会費を除く
 - 5 落成式や開店祝、葬儀の花輪、供花
 - 6 病気見舞い
 - 7 お中元やお歳暮
 - 8 入学祝や卒業祝
 - 9 年賀状、暑中見舞い等の時候の挨拶状（答札のための自筆を除く）
・ などが、寄附行為等の禁止の対象となっています。

(公職選挙法第199条の2など)
また、政治家の後援団体の寄附も同様に禁止されています。（同法199条の5）

なお、本人が出席する場合の結婚祝いや、葬式や通夜の香典は、通常一般的な社交の程度を超えないものであれば出することができます。

※ 会費が伴う場合は、その旨を案内状に明記をお願いします。

◆議員「この件について市長のご意見があつたら、お答えください」

市長「・・・・・」

意見がないので何も言いませんというのではなく、「ありません」ぐらい言つたほうが分かりやすいです。

◆県知事選統一候補として某氏を推す塩尻市議会有志16名が立上るも、翌日には本人が不出馬表明。せっかく記者会見までしたのに・・・

県下19市中18市の市長が足並みを揃え反田中で集結。その残り1名がだれ? うちの市長か。お誘いがなかつたとか。◆人は誰でも年を取る、年を取る事は、老いる事ではない。老人でもあり高齢者でもあり、日本語は難しい。日本人のおくゆかしさ、正直さ、年を重ねる、経験と知識と知恵を重ねて年令相応の人間として生きたい。正直は宝なり。